

# 重 要 事 項 説 明 書

## 1 事業所の方針

当事業所は、介護福祉士 2 名と訪問介護員 4 名以上がおり、地域の各種サービス提供機関と連携をとりながら、要支援、要介護者及びそのご家族の方々が安心して豊かな生活が出来るようお手伝いをしていきたいと考えています。

## 2 営業時間

平日（月曜日～土曜日） 午前 9：00～午後 5：00

※ 上記時間外及び日曜・祝祭日（12月30日～1月3日）は営業していませんが、緊急時は電話相談が可能です。

## 3 サービス利用料及び利用者負担

(1) 介護計画の作成については、利用者の負担はありません。

### (2) 初回加算

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合または訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合、1回につき 200 円に各利用者の負担割合を乗じた額の支払いが必要になります。

### (3) 介護料金

ケアマネージャーの計画により介護タクシー利用時は、介護報酬告示上の額とし（特定事業所加算・I、訪問介護処遇改善加算・I を含む）、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額になります。

### (4) タクシー料金

タクシー走行距離に応じて算出します。尚、通常のサービス地域を超えて訪問・出張する必要がある場合には、別途タクシーメーター料金の支払いが必要になります。

## 4 提供するサービス

訪問介護サービス

〈身体介護〉

- ① 乗降介助
- ② 外出介助
- ③ 歩行介助
- ④ 車椅子介助
- ⑤ 更衣介助

〈生活援助〉

- ① 薬の受取り

〈通院等乗降介助〉